

住まいの安定確保に向けた居住支援の
抜本的強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国 土 交 通 大 臣
宛 て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

住まいは社会生活の基盤であり、地域社会とのつながりや就労による自立を支える重要な役割を担っているが、長引く物価高騰等により低所得世帯や子育て世帯等では、住宅費の負担が重くなり、生活困窮に拍車がかかっている。

特に、高齢者等においては、賃貸住宅における入居拒否、老朽化した住まいの安全確保、孤独死への不安など、住まいにおける課題が複雑化しており、深刻な状況にある。

現行の居住支援制度は、安定した住まいの確保に一定の役割を果たしているが、急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないとは言えず、誰もが安心して住み続けられる社会の実現のためには、普遍的な社会保障施策が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府においては、居住支援の抜本的強化を通じて住まいの安定を確保するため、次の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

- 1 低所得者、子育て世帯の住居負担を軽減するため、既存の住宅支援制度や家賃補助制度の拡充、対象要件の弾力化等を図ること。
- 2 居住サポート住宅の整備や居住支援法人の活動支援、I o T技術の活用による遠隔見守りサービスの普及等を通じて、高齢者等の住まいにおける不安解消に努めること。
- 3 生活保護の住宅扶助基準額について、地域差を踏まえた柔軟な基準設定を可能とするよう見直すこと。